

事 務 連 絡

令和5年5月9日

島根県老人福祉施設協議会

会員施設・事業所 様

島根県老人福祉施設協議会

事 務 局 長

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について

平素は、本会事業の推進につきまして、ご尽力いただき誠にありがとうございます。

今般、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されることによる標記ガイドラインの改正について、島根県より連絡がありました。

つきましては、厚生労働省及び経済産業省が作成したガイドラインが厚生労働省のホームページに掲載されていますので、ご覧ください。

記

【掲載場所】

厚生労働省ホームページ

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>生活衛生>
施策情報 生活衛生対策>生活衛生関係営業の施策情報 墓地・埋葬等のページ>
関係通知/Q&A など

○ (令和5年4月26日付事務連絡)

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について (周知)

○ (新旧対照表)

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン

○ (改正後全文)

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン

○ (情報共有シート)

新型コロナウイルス感染症に関する情報共有シート

《島根県老人福祉施設協議会事務局》

松江市東津田町 1741-3 「いきいきプラザ島根」内

電話 0852-21-4926 FAX 0852-32-5979